

認知症の告知に関して

告知をする場合の留意点と告知のメリット・デメリットは

回答者 今井 幸充

はじめに

医師は、いかなる患者にも診療情報を提供する義務がある（民法第645条）。それが履行できない状況とは、意識障害や客観的にみて患者本人の事理弁別の能力に全く欠けた状態であり、また本人が自分の意思で告知や説明を拒否したときである。そのときでも医療行為に際しては法定代理人や親族へのインフォームドコンセントは欠かせない。アルツハイマー病をはじめ

め認知症の患者の全てが本人の判断や意思を他人に伝えることが全くできないわけではない。軽度あるいは中等度の状態においても病名告知や検査結果、治療、薬剤などの説明を理解できる患者は多い。それゆえ、認知症の患者は「告知しても理解できない」、「あるいは告知することと患者に精神的な負担が生じる」などの理由で患者に認知症の病名告知を行わないことは、明らかに説明義務不履行となる。

告知する場合の留意点

初診時からの対応

初診時から、本人に受診の目的を明確にし、検査内容、結果、診断などを分かりやすく説明するなど、日常診療で常にインフォームドコンセントを意識し、告知が特別のものとの意識しない診療に努める。

患者ならびに家族との信頼関係

患者ならびに家族との信頼関係は、告知と

告知後の診療を円滑なものにする。

家族の不安解消に努める

告知に抵抗感を持つのは家族であつて、告知後の患者の不安や絶望感などを心配する。治療者は、告知のメリット・デメリットについて積極的に家族と協議し不安の解消に努める。

告知実施に際して

家族の同意を得る。また、家族が不在の場合には本人への告知は可能な限り実施する。告知は、病気の経過を含めた認知症に関するできるだけ多くの情報、治療など医療が係わること、介護保険サービスの利用などの支援態勢を患者に理解できる言葉で分かりやすく丁寧に説明することである。何よりも重要なことは患者に不安を与えるのでなく、患者の安心と医師や家族と共に病気と闘う意思を養つことである。

告知の不可能な状態

意識障害を伴う場合や重度の不穏、攻撃性、集中力障害などで告知が困難な例に対してはその不履行はやむを得ないが、機会を見計らつてその実施に努める。

モニタリング

告知後は、受診の度に患者になぜ受診が必要なのかを分かりやすい言葉で説明して、服薬の重要性や日常生活の注意や過ごし方などを話し合う。また家族には、告知後の患者の様子を尋ねる。

告知のメリット

多くの患者は告知を望んでいる。¹⁾ このことは告知の最大のメリットである。ここで治療者として重要なことは、病名を伝えるだけが告知ではなく、病気のこと、その病気とどのように闘つていくか、そして病気でも今までと同じように生活するためにすべきことは何か、医療や社

会資源ができる支援とは何か、を患者に分かりやすい言葉で伝え、それらのことを理解しているかを確認することが告知である。このような告知が行われるメリットとして以下のことが著者の経験からいえる。

何よりも医療と患者・家族との信頼関係を築くことができる

患者が積極的に受診をするようになる

服薬の compliance を維持できる

社会資源の利用への抵抗を和らげられる

日常生活での不安や家族への攻撃が少なくなる

家族が介護しやすくなる

告知のデメリット

臨床で告知を行ったことによるデメリットは、著者の経験から具体的に思い浮かばない。告知は病名を告知するだけが告知でないことを理解していたならば、この行為が患者や家族に対し

て不利益な行為とは思えないが、あえてデメリットとして挙げるならば以下の点であろう。

患者が告知を十分に理解したか否かを判断できない

患者の病気に対する不安を解消できたか不明である

家族の失望、介護負担、動揺などネガティブな感情を強くすることもある

これらの点は、医師の告知の仕方によって解消される問題である。また、告知に消極的な理由として、未だ根治療法はなく、徐々に進行し、いずれ形骸化する将来の状態に対する本人あるいは家族の不安や患者の病気に対する明確な理解の喪失などを挙げているが、これらの不安や不理解を解消するためにも告知が必要と考える。

(日本社会事業大学大学院

教授 福祉マネジメント学研究所)

文献

1) 高橋忍、新妻加奈子、小野寺敦志ら…痴呆患者への

病名告知の研究・アルツハイマー型痴呆患者本人の
意向、老年精神医学誌16、471}477(200
5)
2) 今井幸充…痴呆症の告知・積極的立場から、老年
精神医学誌15、増刊号139}146(2004)

